

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○江崎委員長 これより原案及び修正案を一括して質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。階猛君。

○階委員 改めまして、おはようございます。

今日は、少年法の改正案の審議でございますが、その部分についてお尋ねした後、若干時間をおとりしまして、民法という基本法に関する解釈のあり方についてちよつと取り上げさせていただきますかと思っております。厚労省から、高島政務官にもお越しいただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、早速質疑に入ります。

今回の改正なんですけれども、そもその経緯は、平成二十年の少年法の改正の際に附則の三項というのがありました。そこで見直し条項が設けられておりまして、「法律の施行後三年を経過し

た場合において、「この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」ということ、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加えるということであります。

しからば、平成二十年改正の前身は何だったのかといえますと、被害者の保護のために、傍聴の機会を与えるとか、あるいは情報提供の仕組みを充実させるとか、そういう内容だったわけですが、ところが、今回の改正案の前身におきまして、その平成二十年の改正部分に対応する前身は入っておりません。

なぜこの平成二十年改正の見直しとかけ離れた内容になってしまっているのか、この点について、まず大臣からお考えをお聞かせ願えればと思っております。

○谷垣国務大臣 確かに、委員が今おっしゃいましたように、平成二十年の改正少年法附則第三項というのがございまして、三年後にきちっと検討せよということがございました。

そこで、それを踏まえまして、平成二十年改正少年法で導入された諸制度、今お触れになったような諸制度につきまして、見直しの要否を検討しようということ、平成二十四年の三月に、犯罪被害者の方や刑事法研究者あるいは弁護士等々で構成される平成二十年改正少年法等に関する意見交換会というのをつくりました。そこで、平成二十年改正少年法それからその他少年法に関して見直しが必要な事項について御意見を伺って、意見

交換を実施してきたところでございます。

その結果、平成二十年の改正少年法に関しては、犯罪被害者の方から、審判傍聴対象事件の範囲をもっと拡大すべきであるとか、あるいはモニターにより審判を傍聴できる制度を導入すべきであるというような御意見が示されたわけですが、他方これらの見直しを行うことについては、消極、慎重な御意見が見られたわけでございます。

具体的に申しますと、少年に対する影響、審判廷に被害者がいらつしやらないということ、全く様子がわからないというような少年の不安とか、あるいは少年や保護者に対する心理的な負担ということを指摘される御意見もあつた。それから、実際に傍聴が実施された事件の審判においては、これらの配慮によつて少年が萎縮して、十分な発言ができない場合があるというような指摘もあつたわけでございます。

そこで、こういう状況を踏まえて検討しました結果、審判傍聴の範囲の拡大については、非公開が原則である少年審判について、現時点で傍聴対象事件の範囲を拡大しなければならぬような制度上の問題があるとは認められない、これが一つですね。それから、先ほど申し上げたようなことですが、審判傍聴が許可された事件において実際に少年に影響を与えた事件もあり、審判傍聴の範囲を拡大することについては慎重な検討が必要である。それから、審判傍聴制度はまだ施行後間がなくて、現在、制度の定着に向けて関係者が鋭意努力している状況でありますから、審判傍聴制度の対象事件の範囲を拡大するかどうかについて

ては、もう少し現在の制度が問題なく軌道に乗るのを見守ってから検討するのが相当であるというような御意見というか整理になりまして、そこでモニターによる視聴制度について、もう一点の問題ですが、モニター視聴制度は裁判の傍聴のあり方全般にかかわる問題であるから、少年審判のみ問題ではないということで今回の法案には盛り込まなかった、こういう経緯でございます。

○階委員 まず意見交換会というものが開かれて、その場で、きょうも参考人としてお見えになられる予定の武さんからの御意見というの何伺っているわけですね。その場で武さんからは、今大臣おっしゃったように、傍聴対象事件の拡大、それからモニター視聴の、傍聴の導入ということが言われていまして、確かにそれに対して別な委員から反対の意見もあったわけですけども、武さんが最終的に納得されないうまま、いわば平行線のままになっているということでもあります。

その後、法制審議会でのような結論になったのだと思いますが、これは事務方で結構なんですけれども、なぜ武さんの意見を反映されなかったのかというところを、もう一度わかりやすく、なるべく簡潔に御説明ください。

○林政府参考人 今大臣がお話しされたように、意見交換会がございまして、意見交換会は特に結論を出すものではないものですから、さまざまな審判傍聴の拡大等々についての意見もある一方で、先ほど申し上げたように、消極、慎重な意見もあった。

その後、法務省においてそういった状況を整理

して、先ほど大臣のお話にありますように、基本的に、審判の傍聴の範囲の拡大については、現時点で審判傍聴対象事件の範囲を拡大しなければならぬという制度上の問題があるとまでは認められないということ、また、その審判傍聴が許可された事件において実際に少年に影響を与えた事件もあつたということ、それから、制度の施行後間がないということ、いま少し現在の制度の進捗を見守る、こういったことを法務省の中で整理いたしまして、その上で法制審議会に諮問をして答申を得たということでございます。

○階委員 済みません、法制審議会での議論というよりも、法務省の中での検討でそのように整理されたということになるわけですね、確認ですが、この問題については、検討の対象、諮問の対象としては外れております。

○林政府参考人 法制審議会への諮問の段階で、この問題については、検討の対象、諮問の対象としては外れております。

○階委員 特にモニター傍聴の件についてあえて申し上げますけれども、実は、平成二十年の改正のときに私もこの場で質疑を行いました。当時は、きょう、いらつしやいます鳩山先生が法務大臣でいらつしやいます、このモニター傍聴については、私の質問に対しても非常に前向きな御答弁をされておりました。モニター傍聴を積極的に検討していく課題として受けとめていきたいという御答弁がありました。また、当時も与党でありました公明党の大口委員からも、モニター傍聴を導入する可能性について大臣にお伺いしたいという質問に対して、鳩山大臣から、これは今後のかなり優先的な検討課題として我々も勉強し、考えていか

なければならぬ、こういう答弁があつたわけですね。

にもかかわらず、意見交換会では被害者側の積極的に進めるべしという意見があつたにもかかわらず、それらを全部無視して、結局モニター傍聴を入れなかったというのは問題だと私は思っております。

この点について、大臣から、こういった経緯を踏まえて、モニター傍聴というものをもう一度考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 モニター傍聴につきましては、今までの御議論の経緯は私が先ほど申し上げたとおりでございます。

それで、私としては、傍聴制度等々もあるわけでございますので、今後の定着の状況をもう少しよく見てみたいと思っております。

○階委員 その導入の状況を見るのがこの三年間という期間でございまして、三年たったのでやるべきものはやるということでございます、さらに引き延ばすというのはこの附則の三年後見直しということにも反しているのではないかとこのことを申し上げます。モニター傍聴については、私だけではなくて、大口先生やあるいは当時の中井治先生からも強い要請があつたということも踏まえて、ぜひ今後の対応をお願いしたいと思います。今回の改正案では、そういった平成二十年改正の内容には含まれていなかったものについて、むしろ積極的な対応がされているということでもあります。

例えば少年の刑の引き上げでございませうけれども、この少年の刑の引き上げというのは、何もこのタイミングで、つまり平成二十年改正から三年たった段階でやる必要はなくて、むしろ、本当にその必要があるのであれば、平成十六年の刑法改正で成人の有期刑の引き上げがされました、その時点で見直すべきではなかったかと思うわけですが、なぜその段階で少年の刑もあわせて引き上げなかったのか、これは刑事局長からお願います。

○林政府参考人 平成十六年の刑法改正では、刑法を改正して、有期刑の法定刑の上限を十五年から二十年に改めるとともに、加重した場合の有期刑の上限を二十年から三十年に改めまして、これに伴って当然改めるべき点については附則により改正したところでございます。

これに対して、少年法の刑事処分に関する規定は、可塑性に富み教育可能性のより高い少年に対しては成人以上に教育的な処遇が必要、有効であること等の理由から、少年に対する刑の緩和を認めるものであることから、これらの規定を改正するに当たりましては、年齢区分の是非でありますとかその減軽方法など少年法独自の観点からの検討が不可欠であり、このような検討は平成十六年の刑法改正の趣旨を超えて、平成十六年の刑法改正とともに改正することには相当でないために、平成十六年の刑法改正当時には少年の刑事処分に関する規定の見直しが行われなかったものであります。

○階委員 その割には、今回の引き上げの理由として、平成十六年の刑法改正によって成人の刑と

少年の刑の間が開いてしまったから、差が開いたものを縮めるといふことも言われているわけですが、

私は、平成十六年の刑法改正の際に少年の刑の引き上げを見送ったのが合理的な判断に基づくのであれば、今回引き上げるといふのであれば、よほどの理由がないといけないと思うんですが、そのような観点から今回の引き上げというのは検討されたのでしょうか。もし単純に平成十六年の成人の刑の引き上げに合わせて今回やるといふのであれば、私はちよつと納得がいかない部分があります。今回引き上げをされるその理由について、大臣からお願います。

○谷垣国務大臣 平成十六年の刑法改正のときに少年の刑事処分に関する規定の見直しを行わなかったわけですが、これは、先ほど刑事局長が申し上げたとおり、少年法独自の観点からの検討が必要である、それでこういう検討は平成十六年の刑法改正の趣旨を超えるものであると当時理解されていたのだと私は思います。

他方、今回の改正で不定期刑の長期と短期の上限を引き上げるわけですが、これは、無期刑と、それから、五年以上十年以下の不定期刑という有期刑の上限の間、十年以下という間に大きな乖離がございます。そこで、裁判例の中には、主犯者たる少年と成人も一緒に共犯だけでも従属的立場にあるというような事件などにおいて、成人に対する刑と少年に対する刑との間に不均衡が出てきてしまうというような指摘がございました。実際の裁判例においても、少年に対して科し得る有期刑の上限が低いために不本意な量刑をせざるを得なかったということを示しているものがございます。

そういうことから、裁判所の選択肢を広げることによって、少年が犯した行為に応じてより適正な量刑をなし得るようになる必要があるというのが今回の改正の趣旨でございます。

それから、今回の改正で無期刑の緩和刑の上限を引き上げることとしておりますが、今回の改正によって不定期刑の長期の上限が十五年に引き上げられるのでありますから、無期刑を緩和して有期刑を科す場合の上限を引き上げない場合、無期刑の緩和刑より責任の軽い不定期刑の場合と無期刑の緩和刑の上限が同じになってしまつて、相当ではない。あるいは、無期刑を緩和しないでそのまま無期刑を言い渡すこともできるのでございませうから、無期刑と、緩和刑としての有期刑の上限との乖離を埋め、裁判所がより適正な量刑をできるようにする必要がある。こういったことから、こういう措置を今回とることにしました。

したがって、今申し上げたことを要約いたしますと、今回の改正は、少年法独自の観点からの検討を行った結果と言つてよろしいかと思ひます。平成十六年の刑法改正時に少年の刑事処分に関する規定の見直しを行わなかったことと矛盾するものではないと私は考えております。

○階委員 特に不定期刑の方、前段でお話しになられたことについてちよつと議論させていただきたいんですが、大臣が、引き上げる理由の中で、成人と未成年、つまり少年の共犯のときに刑罰に不均衡が生じるので、それを是正する必要がある

という趣旨でございました。

確認したいんですけども、不定期刑の条文、少年法の五十二条で、少年に対して有期の懲役または禁錮をもって処断すべきときは云々となっております。おりまして、処断すべきときは云々となっております。犯行時に例えば十八歳とか十九歳であっても、判決時に二十歳以上であればこの不定期刑の規定は適用されないということではないのかどうか。もし仮にそうだとすれば、控訴とか上告がされて、控訴、上告なのか、抗告なのか、特別上告なのか、ちよつとその辺は定かじやないので適宜言いかえていただければいいと思います。そういったことがされて、裁判に相当の時間がかかるというケースもあり得ると思うんですが、そういった場合でも、最終的な、例えば、最高裁の判断のときに当該少年がもう二十歳以上になっていたという場合には不定期刑の規定は適用されないということではないのかどうか、ここを確認させていただきます。

○林政府参考人 刑の言い渡し時において二十歳未満、少年である場合に、この規定が適用されるということでございます。

○階委員 つまり、一番で決着がつかずに、さらに高裁とか最高裁に判断が持ち越された場合には、最終的に判断したところの年齢で不定期刑が適用されるかどうかが決まるということではないのですか。

○林政府参考人 その場合には、上訴の対象となつた判決、刑の言い渡しがなされたそのものが、その時点における適用が少年であれば、言い渡しのときでございますので、それが適用になるとい

うことでございます。

○階委員 つまり、例えば、破棄自判とかいうケースもあり得るわけですね。一番の判決が破棄された、そして上訴審で破棄自判という場合には、破棄されて自判したその時点の年齢によって不定期刑の適用の有無が判断されるということではないのですか。

○林政府参考人 委員御指摘の、例えば、破棄自判というような形であれば、そのときの言い渡しになりますので、委員の言われるとおりでございます。

○階委員 なぜこういうやりとりをしたかというのと、よく、十八歳、十九歳の方と二十歳ぐらいの方、つまり少年と成年が同じ事件に共犯としてかわつたという場合に、一方は不定期刑、一方は成人の刑というのは不均衡が生じると言われるわけですが、犯行時には成年と未成年であったとしても、重大な事件であれば、当然裁判にも時間がかかる。上訴していけばなお時間がかかるということ、その結果、成年に達していれば、不定期刑というものではなくて、一般の成年の刑で処断といいますか刑が決まるわけですから、そうであれば不均衡は生じないのではないかとこのことで確認させていただきました。

そういう前提で言いますと、先ほど言った刑の不均衡を正さなくちゃいけないという大臣の理由づけについては、私は、必ずしも当たらないのではないかと思うんですが、この点、大臣、御見解はございますでしょうか。

○谷垣国務大臣 ちよつと今、階委員のおっしゃ

つたことを私十分に理解できているかどうかかわからないんですが、現実には幾つかの事例で不均衡を生じているということがあるわけですので、私は、階委員のおっしゃる御指摘は必ずしも当たらないのではないかとこのように思います。

○階委員 今の点については、済みません、事前に通告しておりませんが、先ほどの大臣の答弁を踏まえての私からの切り返しの質問でしたので、この点については、また後で御検討願えればと思います。

もう一つ、よく被害者としては、不定期刑の上限十年では余りに低過ぎて、やはり被害者としてはもっと厳罰を望むという声を反映して、今回、不定期刑の上限を十年から十五年に引き上げ、また、下限も五年から十年に引き上げるといふふうに言われるんですけども、私、先ほどの意見交換会の議事録を見ました。そうしましたところ、第六回までこの意見交換会が開かれています。最後の六回目、武さんは不定期刑は不要と考えていらつしやると。また、犯罪被害者の支援をされている弁護士さん、望月さんという方も不定期刑は不要だと言つていらつしやいます。

私は、犯罪被害者の声を酌むということであれば、不定期刑をなくして成人と同じように懲役何年というように統一した方が、むしろ被害者の声を反映したことになるのではないかと思つております。

これも、済みません、私もきのう議事録を改めて見ていて気がついたことでございますので、事前に通告はしておりませんが、不定期刑よりも、

不定期刑は廃止した上で、一般の刑と同じような形に見直しをすることについては、どのようにお考えになりますか。

○谷垣国務大臣 今の階委員の問題提起というか、あるいは武さんの御意見ということもあるわけですが、私は、今の問題は、少年法の基本的な、何というか、考え方の違い、違いかどうかわかりませんが、に基づくものではないかと思えます。やはり少年法は、まだ少年は、悪にも染まりやすいけれども、逆に言えば、教育して更生していくということがやりやすいという面がありますから、したがって、不定期刑で、海外の事例を見てもいろいろな不定期刑の宣告の仕方というのがあると思えますが、少年法の場合は、むしろ大人に比べて下の方にフレキシビリティを高めるといことで、改善をした場合には早期に釈放もできるようにしようということだと思えます。問題は、そういう少年法の考え方がいいのかどうかということにかかってくるんだろうと思えます。

したがって、実は少年法については私も余りよく勉強はしていませんが、やはり少年法の基本的な考え方は今も妥当性があるのではないかというふうに、私自身、今現在は考えております。

○階委員 不定期刑を廃止したという諸外国の立法例もあるようでございますので、ぜひこの点について、今回改正では見直されなかつた点でございませうけれども、検討していただきたいと思

けれども、あえて言わせていただければ、被害者が望んでいて、また平成二十年改正の附則によって見直しの対象となつていたにもかかわらず、被害者傍聴制度の見直しは今回されなかつた。また、厳罰化についても、不定期刑の上限を引き上げるという形で対応されましたけれども、被害者が本来望んでいた不定期刑を廃止するということについても対応がされていない。被害者の声を反映するといふ姿勢に非常に乏しいというふうに言わざるを得ないと私は思っております。

ですので、ぜひこの点は、今後、少年法を見直すときには改めていただければと思っております。

済みません。この少年法については、国選付添人及び検察官関与の拡充という点もございませうけれども、時間の都合上、この点はちよつと後回しにさせていただきます。あとは厚労省の方にはちよつとお聞きさせていただければと思えます。

お手元に資料をお配りさせていただいていると思えます。

「死亡一時金 時効で不支給」ということなんですけれども、この記事については後で委員の方には読んでいただきたいと思うんですが、国民年金の加入者が亡くなったときに、遺族には死亡一時金というものが支給されます。その死亡一時金というの、基本的には、死亡を知ったときから二年以内に請求しないと時効にかかつてしまふわけです。

問題は、失踪宣告がされた場合、行方不明になつていて、失踪宣告という民法上の制度によりま

すと、七年間生死不明であれば失踪宣告を申し立てて、それが認められると、七年たった時点において死んだものとして扱われるということであり

ます。

これまで厚労省は、死亡一時金の消滅時効の起算点について、最初は、亡くなられたとみなされる七年後の段階を時効の起算点として、そこから二年というふうにならぬに数えていたんですが、これは途中の平成二十一年ぐらいだったでしょうか、解釈を変えて、それからは、死亡したとみなされた時点ではなくて、失踪宣告がなされた時点から二年というふうになつた、逆ですかね、失踪宣告がされた時点から二年ということになつていたのが、途中で解釈を変更して、死亡したとみなされたときから二年というふうに変えたわけです。

これによつて何が起きたかという、当然、失踪宣告を申し立てるのは遺族側、遺族が任意のときに申し立てることができるわけですから、七年たったからといってすぐ申し立てるわけではなくて、十年ぐらいたつてから申し立てるケースがある。その場合、十年たつてから申し立てて、どんなに急いで宣告がされたとしても、その時点では宣告が認められると、七年たった、死亡したとみなされた時点から二年以上とつづくに過ぎていきますから、もう時効は成立して、一時金の支給は認められないというふうに解釈を変えたわけですね。

このように解釈を変更したんですけれども、ここに来て、総務省に設けられております年金業務監視委員会、私が民主党政権時の政務官のときに

これはつくったものなんですから、そこでの指摘を踏まえて、再度、時効にかかる人たちが救済するために、起算点をもとに戻したということがありました。

こういうふうに変転しているわけですから、これは、もとに戻したのであれば、途中の見直しによって時効にかかって一時金がもらえなくなつた人について、一刻も早く調査を行って死亡一時金をお支払いすべきではないかと思っておりますが、この点、厚労省はいかがでしょうか。

○高鳥大臣政務官 階委員にお答えを申し上げます。

この死亡一時金でございますが、国民年金法上、二年を経過したときは、時効により、受給権が消滅することとされております。

この二年の起算点につきましては、以前は、失踪宣告の審判の確定日としていたものを、平成二十四年五月に解釈を改めまして、死亡とみなされた日としたところでございます。

この解釈変更は、年金受給権に関する判例や、老齢年金と遺族年金の重複給付を避ける必要なども踏まえまして、行ったものでございます。

しかしながら、死亡一時金につきましては、新たな解釈の結果、委員御指摘のとおり、受給できない事例が生ずるおそれがあるために、死亡一時金の趣旨に鑑みまして、失踪宣告の審判の確定から二年間に請求があった場合には時効を援用しない、すなわち、運用で旧来どおり死亡一時金を支給するという考え方でございます。

今後、速やかに、平成二十四年五月から今まで

の間に死亡一時金の請求を行っている方のうち、今回の対応の対象となり得た方について確認をいたしまして、支給を行う必要があると認められる方には個別に通知を行い、お支払いをすることといたしたいと考えております。

また、日本年金機構のホームページにお知らせを掲載するなど、該当すると思われる場合は年金事務所にお問い合わせいただくよう、周知、広報を行ってまいりたいと存じます。

○階委員 私も話していてちよつと混乱するような、ちよつと複雑な話なんですけれども、もう一回整理しますと、もともとは、平成二十年に社会保険庁の年金保険課から、消滅時効の起算日は失踪宣告の審判の確定日とするという通達というか回答がされていた。ところが、平成二十四年一月三十日に、七年間の、死亡があったとみなされた日に変えたということで、権利を失う人が出てきたので、それについてはやはり問題だということで、運用を改めるというのであれば、早急に調査して死亡一時金をお支払いすべきではないかということに対して、それについては前向きな回答をいただきました。

ただ、問題は、こういった混乱が生じているわけですね。途中で解釈を変更するときに、権利を制限する方向に、一時金をもらえる人の権利を狭める方向での解釈の変更ということですから、私も民間の金融機関におりましたけれども、こうした、いわばお客様に対して不利益な変更については、慎重にも慎重な検討をするというのが普通の常識であります。

ところが、今回の解釈変更について、そのような慎重な検討がされたのか。例えば法務省や外部の意見を聞いた上で解釈変更を行ったのかということについて、確認させていただきます。

○高鳥大臣政務官 御指摘の解釈変更でございますが、日本年金機構から疑義照会を受けまして、判例や学説での消滅時効の考え方を参照して行ったものと承知をいたしております。

その際、法務省等の外部の機関に意見等は特に聞いていないと承知いたしております。

○階委員 確認ですけれども、内部での検討ということなんですが、その際、担当課だけでなく、例えば政務三役とかにも相談したということはあるのでしょうか。相談といいますか決裁したということはあるのでしょうか。

○高鳥大臣政務官 担当部局の判断ということであつて、政務三役には相談していないということでございます。

○階委員 担当課の独断でこのような解釈変更をして、混乱を生じさせていると。

私は、民間金融機関であれば、大変な問題だと思います。これは、経営者の監督責任という問題にもなりますし、最近でいえば保険金の不払い問題というのがありましたけれども、業務改善命令が出されてもおかしくない、民間金融機関であればそういう事例だと思っております。

今回の件を受けて、厚労省の政務三役として、担当課の関係者に対して人事上の処分をすべきではないかと思われませんが、この点、いかがでしょうか。

○高島大臣政務官 国民年金の死亡一時金を受ける権利は、民法上の債権ではなく、公的債権として位置づけられておりまして、行政法規としての国民年金法を所管する省庁として解釈を行うという考え方で、平成二十四年五月当時、対応したものと承知をいたしております。このような考え方によりまして厚生労働省が解釈の変更を行ったこととの正当性につきましては、今回改めて法務省にも相談したところでございます。

ちなみに法務省からは、第一義的には国民年金法を所管する厚生労働省で適切に判断すべきとの考えが示されております。現時点では人事上の処分をすべき不適切な事情は見当たらないと考えておりますが、いずれにいたしましても、解釈変更当時の経緯や考え方をよく確認した上で対応することが必要だと考えます。

○階委員 この件が問題があるからこそ、今、一時金をもらえなかった方を捜し出して、そして一時金を支払うという対応をされるわけですよね。だから、問題があったことはお認めになつていてと思います。その原因を徹底究明して、必要に応じて人事上の処分を行うということも当然考えられるべきだと思います。

その上で、今後こうした問題が起きないようにするために、厚労省としては、今回の件を受けてどのような取り組みを行うのか、この点についてもお聞かせ願えますか。

○高島大臣政務官 お答えいたします。法解釈を行うに当たりましては、国民の権利義務に影響を与えるようなものにつきましては丁寧

に対応することが大切だと考えておりまして、必要に応じて関係省庁に相談するなど、適切に対応してまいりたいと考えます。

○階委員 そのように、担当課だけで、特に国民の権利を制限する方向でこれまでの運用とか解釈を変える場合には、私は、法務省に照会するなりして、なるべく幅広く意見を聴取した上で慎重に考えられるべきだと思っております。

その上で、法務大臣にお聞きしますけれども、民事及び刑事の基本法を所管している法務省であります。また、大臣も所信におかれまして法の支配を貫徹すると力強くおっしゃっております。法の支配を貫徹する上で、今後、他省庁から基本法の解釈についてアドバイスを求められた際には、なるべく積極的に、それはあなたの省庁の問題だから自分たちで考えてくださいというだけではなくて、積極的にアドバイスをすべきではないかと思っておりますが、この点、大臣の御所見をお尋ねします。

○谷垣国務大臣 私どもは民法その他基本法を所管しているわけでございますが、今の案件は、年金関係の法案は本来厚労省において運用されるべきものでございますが、当然、時効というようなことになりまして、民法の、基本法の考え方との整合性というものが必要になってくるだろうと思っております。

したがって、そのような照会を受けましたときは、今までも行っておりますが、私どもとして十分それにきちっと対応してまいりたいと思っております。

○階委員 この件についてはここまでにしますので、高島政務官、きょうはお忙しいところ、ありがとうございました。御退席いただければと思います。

残り時間がわずかでございますが、済みません、また少年法の方にちよつとだけ戻らせていただきます。

もう一つ、少年法の今回の改正で、国選付添人及び検察官関与制度の対象の拡大ということなんです。特に少年事件にかかわっている弁護士さんからは、付添人の範囲の拡大はいんだだけども、検察官関与もそれに伴って同じ範囲で拡大されるというのはいかなるものかと。この件について、もしも同じ範囲で拡大されるとしても、実際の運用は、検察官が関与する場合というのはそれほどふえないんだということをぜひこの場で確認しておきたいと思っております。

この件について、①から③というふうに質問を用意しておりますが、最後の点でございます、簡潔に答弁をお願いします。

○林政府参考人 今回の、検察官関与制度の対象事件が拡大される、そういうことに伴いまして、実際に検察官が関与する事件というものがどの程度見込まれるか、そういうものとしてお答えいたします。

今回の法改正によりまして、死刑または無期もしくは長期三年を超える懲役もしくは禁錮に当たる罪というものに対象事件が拡大されるわけでございます。もとより、どの程度に検察官関与がなされるかは、個別具体の事件における裁判所の判

断、裁判所によってこれは決められるものではないか、そう思った裁判所の判断いかんによるものであります上に、現行法の、現在の運用として検察官関与がなされた事件を見ますと、これは年に九件という数字から、また年二十六件という非常に低い数字であります、この年ごとの件数もまちまちでございます。

そういったことから、一概に、今回の法改正により検察官関与の件数がどの程度増加するのかわかるのを申し上げることは困難でございます。

もつとも、現行法の運用を見ますと、真に検察官関与が必要な事件に限って検察官関与の決定がなされていることを踏まえますと、今回の法改正により、検察官関与の事件数というものが対象事件の拡大に伴って大幅に増加するというようなことではないかと思われまます。

○階委員 ありがとうございます。